

○農林水産省令第八十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号及び第八条第七項の規定に基
づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施
行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十九年十一月二十日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「郵便局より」を「郵便事業株式会
社の事業所から」に改める。

第二十一条第二項中「郵便局」を「郵便事業株
式会社の事業所」に改める。

別表二の一の項地域の欄中「キューバ」の下に
「ドミニカ共和国及びブルトリコ」を加える。
第十号様式中「———豊翰町盛戸」を「豊翰
町盛戸」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。